

◇ 特別寄稿 ◇

【国際家族法研究会シリーズ14】

マルチナ・エルプ・クリューネマン

ドイツにおける子の返還事件に関する
メデイエーションの実務並びに裁判との連携

渡 辺 惺 之* (訳)

〔訳者解題〕ここに訳出したのは2012年4月7日に、立命館大学法学アカデミーと大阪弁護士会国際委員会並びに日本仲裁人協会の共催による研究会（「国際的な子の連去りに関するハーグ条約」に関するドイツの法実務）におけるマルチナ・エルプ・クリューネマン (Martina Erb-Klünemann) 判事によるご報告（“Report on the German experiences with mediation in return cases and the integration of mediation into court proceedings”）の原稿及び添付資料（一部分）である。クリューネマン判事は、ドイツのノルトライン・ウェストファーレン州のハム地方裁判所判事で、同区裁判所において国際家事事件専門裁判官として多くのハーグ条約案件に関わってこられた。現在、ハーグ国際裁判官ネットワーク、及び、ヨーロッパ私法ネットワークにおけるドイツ・ネットワーク裁判官であり、ドイツを代表するハーグ条約に関する経験豊かな専門裁判官である。

一般に日本ではこれまでメデイエーションは調停と訳されることが多いが、わが国で一般に理解されている調停はメデイエーションとはかなり異なる。特に、ここで取り上げられる1980年ハーグ条約に関して条約事務局による「メデイエーションの標準実務のガイド」ではメデイエーションを定義づけているが、それによればわが国の調停は Conciliation の類型に該当し、メデイエーションには当たらない。従って、本翻訳では Mediation を全てメデイエーションとした。

なお、本報告の後、ドイツでは2012年7月26日から本稿1b) で言及されているメデイエーション法 (Mediationsgesetz, BGBl. IS. 1577) が施行され、法状況が変化しているが、本報告が対象とする国際的な子の監護メデイエーションの基本構造の

* わたなべ・さとし 弁護士・大阪大学名誉教授

ドイツにおける子の返還事件に関するメディエーションの実務並びに裁判との連携(クリューネマン)

理解には影響を生じないので、研究会報告のままを訳出した。

目 次

1. ドイツにおけるメディエーション制度
2. 子の返還事件におけるメディエーションの長所
3. 国際家事メディエーションの限界とリスク
4. 子供の参加
5. ドイツにおけるメディエーション・プロジェクト
6. “MiKK” ; ドイツの「国際的な親子関係紛争のメディエーション協会」
7. 国際家事事件のメディエーターのリスト化
8. MiKK によるメディエーション
9. メディエーションによる解決合意の内容
10. メディエーションと裁判所の手続との連携
11. ハーグ条約非締約国に関係する事件のメディエーション
12. ケース・スタディ エマ (Emma) のケース
13. より詳しい情報について
14. 付 属 資 料

世界的にメディエーションは ADR の方法としてますます注目を集めている。1980年ハーグ条約の対象となる事件の解決に関してもメディエーションの利用に強い関心が寄せられている¹⁾²⁾。ハーグ会議もメディエーションについての標準実務のガイドを作成している³⁾。ドイツにおいてもメディエーションは重要性を増している。国際家事メディエーションは特別なメディエーションで独自のコンセプトを伴っている。国際的要素を伴う子供をめぐる家事紛争にも適用でき、特に子の連れ去り後の紛争に適用されている。

1) 子の国際的連れ去りの民事面に関する1980年10月25日のハーグ条約

2) Vigers, S., *Mediating International Child Abduction Cases*. Oxford 2011. Hart Publishing

3) <http://www.hcch.net/upload/wop/abduct2011pd05e.pdf>

1. ドイツにおけるメディエーション制度

ドイツにおけるメディエーションの理解を確実にするため、「メディエーション」「メディエーター」「国際家事メディエーション」についてのドイツでの定義を説明することから始める必要があるように思われる。

a) 「メディエーション」

メディエーションは司法外で紛争を解決する方法である。紛争となっている問題について、当事者が自尊と尊厳及び相互尊重を保ちつつ、適正且つ責任ある解決に達することを支援する。メディエーションは相互に異なる利害について表現し、認識し、理解することを学ぶ方法である。メディエーションの手続は任意である。当事者は参加を自由に決められる。メディエーションでは秘密が守られる。

メディエーターは当事者の付き添いであって、その役割は裁判官とも弁護士とも異なり、当事者全体の利益に働く。メディエーターは解決を助言したりしないが、当事者自身が異なる観点や利益を尊重し、それを受け入れて解決に達するように支援する。合意に達した場合は、文書化し、署名する前に当事者の弁護士に確認してもらわねばならない⁴⁾。

b) 「メディエーター」

メディエーターについてのヨーロッパの定義は存在しない。例を挙げると、フランスではメディエーターは500時間のトレーニングと学位が必要であるが、ポーランドでは60時間である。ドイツでは「メディエーター」は登録商標のようにではなく、誰でもこの名称を称することができる。実際には、通常は弁護士、心理専門家やソーシャル・ワーカーでメディエー

4) <http://www.mikk-ev.de/english/mediation-is/>

ドイツにおける子の返還事件に関するメディエーションの実務並びに裁判との連携(クリューネマン) ションのトレーニングを受けたというような社会的背景を有している人々である。トレーニングの質と量は様々である。ドイツで最も重要なメディエーションの連盟「BAFM」⁵⁾と「BM」⁶⁾はメディエーションのトレーニングを行っている⁷⁾。これらのトレーニングを受けた者は「BAFM メディエーター」「BM メディエーター」と称することが許されている。

ドイツでは「民事及び商事事件におけるメディエーションの若干の問題に関する2008年5月21日のヨーロッパ議会及びヨーロッパ理事会の指令(2008/52/EC)」⁸⁾の国内法化が進行中である。2011年12月15日にドイツ連邦議会は「メディエーション及びその他のADR法」⁹⁾を採択した。この新しい法律によるとメディエーターは法律の定める適切なトレーニングを受けなければならないことになる¹⁰⁾。この法律は「認定メディエーター」を作り出そうとしている¹¹⁾。これらのメディエーターは法令の定める特別なトレーニングを受けた者となる。

c) 「国際家事メディエーション」

国際家事メディエーションは国際的な家族に関わる連れ去り、面会交流、監護などの紛争事件におけるメディエーションである。これらの多くは異なる文化的背景を持つ異国籍家族である。この国際家族紛争のメディ

5) Bundes-Arbeitsgemeinschaft für Familien-Mediation, <http://www.bafm-mediation.de/>を参照

6) Bundesverband Mediation, <http://www.bmev.de/>を参照

7) BAFMの家事紛争メディエーションのガイドライン(家事メディエーションのための養成規則を含む)及び「BAFM養成規則(Ausbildungsordnung BAFM)」については付属資料参照

8) <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2008:136:0003:0008:En:PDF>

9) 「メディエーション並びにその他の裁判外紛争解決手続の促進に関する法律(MedG)」
<http://gesetzgebung.beck.de/news/mediationsgesetz>

10) MedG 5条1項

11) MedG 5条2項, 6条

エーションはドイツにおいては 2 名のメディエーターが共同して行う。通常は国際家事事件のメディエーションは異国籍の、又は異文化のメディエーションチームにより行われる。メンバーの一人は両親の一方と同じ国籍か、同じ文化的背景を持つことになる。又、メディエーションチームは 1 名は女性、1 名は男性となっていて、1 名は法律分野の、他は心理、ソーシャル又は教育分野の職業の出身者である。更に、基本的なトレーニングとメディエーションに関する広い経験を有し、国際的な監護及び家族紛争の分野に関する特別なトレーニングを修了しているメディエーターである。

このようなチームは双方の文化的、社会心理的及び法的要素を十分に考慮することができる。加えて性差についても男性と女性のメディエーターをそろえることで対応できる。

ドイツでの調査によると異国籍のメディエーターによる共同メディエーションは当事者からもメディエーターからも肯定的に評価されている。当事者がメディエーション手続に応じる率、又、合意に達する率も異国籍メディエーターの共同メディエーションの場合は高い。双方の言葉が話せる場合、メディエーターの仕事はあっさり容易で効果的である¹²⁾。

2. 子の返還事件におけるメディエーションの長所

1980年ハーグ条約の裁判は 6 週間という時間の制約内での迅速処理が特徴となっている¹³⁾。ドイツではほとんどの場合に口頭弁論は一回だけ行われている。許される調査は限られている。原則的ルールは、返還裁判は個々のケースにおいて子の最善の利益を判断するというより、むしろ常居所地国において監護裁判を行わせることを目標としている¹⁴⁾。裁判官に

12) http://www.mikk-ev.de/wp-content/uploads/Arpos_Endbericht1.pdf

13) 1980年ハーグ条約11条

14) Schweppe, K., Das Haager Übereinkommen über die zivilrechtlichen Aspekte

ドイツにおける子の返還事件に関するメディエーションの実務並びに裁判との連携(クリューネマン)

は、子の返還を命じるかそれを拒絶するか、二つの可能性しかない。裁判所がこの狭い範囲から踏み出て、もっと子と両親に適切な解決といえるような、より「賢明な」解決を見つけ出すことはできないのである。これは当事者にとっては“all or nothing”を意味している¹⁵⁾。

実際にはこの状況は特に LBP (連れ去られた側の親) にとっては不幸といえる。世界的に見ても申立人の多くは父であり、子の「主たる監護」を行う側ではない¹⁶⁾。そして父親側の最大の関心は子供の永続的返還というより定期的な面会交流を確実にすることにある。

返還事件における争いの多くは激しい¹⁷⁾。多くの親は、子供失うことを恐れ激しく戦い¹⁸⁾、他方の親に対する信頼は全く欠けている¹⁹⁾。LBP の多くは子供と引き離されたことで孤立感と敵意を抱くようになる²⁰⁾。二者択一の裁判は心理的に紛争を激化する危険をはらんでいる。解決に導くというより争いを増幅してしまう²¹⁾。二者択一の裁判には不服申立が

↘ internationaler Kindesentführungen und die Interessen der betroffenen Kinder, ZfJ 2001, 169

15) Carl, E., Möglichkeiten der Verringerung von Konflikten in HKÜ-Verfahren, Familie, Partnerschaft und Recht, 2001, 211

16) 2008年には世界的に見て連れ去り側の69%が母親で、72%が子供の主たる監護者か共同監護者であった。No 42 and 47 <http://www.hcch.net/upload/wop/abduct2011pd08ae.pdf>

17) Carl, E., Copin, J.-P. and Ripke, L., Das deutsch-französische Modellprojekt professioneller Mediation. Kind-Prax Spezial 2004, 25; Mähler, G. and Mähler, H.-G., Familienmediation. F. Haft and K. von Schlieffen (eds.), Handbuch Mediation, p. 457-494. Munich 2009. C. H. Beck

18) Sievers, B. and Benisch, S., Mediation in grenzüberschreitenden Sorge- und Umgangskonflikten. KindPrax 2005, 126-132

19) Ripke, L., Erste Erfahrungen bei Mediationen in internationalen Kindschaftskonflikten. Familie, Partnerschaft und Recht 2004, 199; Paul, C. and Kaesler, S., Mediation within the framework of a German- English child abduction. ADR Bulletin. The monthly newsletter on dispute resolution. Sydney/Australia 2007, No. 5.

20) Carl, E., Das REUNITE-Mediationsprojekt. ZKM 2005, 27-30.; Lesk, E., Jurisdiction, friction and the frustration of the Hague Convention: Why international child abduction cases should be heard exclusively by Federal Courts. Family Court Review 2001, 170-189.

21) Carl, C. and Erb-Klünemann, M., Integrating Mediation into Court Proceedings in Cross-Border Family Cases. C. Paul and S. Kiesewetter (eds.), Cross-Border Family Mediation, ↗

なされることが多い。ひとたび返還命令が確定するといずれにしても執行されねばならず、親は子の返還先の国で監護裁判を始めることになる。この裁判は益々増幅され紛争を複雑にすることが多い。

誤解の無いよう私見を要約すると；当事者対立型の事例では（極めて希な例外を除き）子供を可能な限り迅速に元常居所地国に返還するという1980年ハーグ条約の基本目標は完全に支持されるべきである。当事者の見解が対立している事例では一般的にはこれが子の利益の保護に適した方法といえる。例外事由ある場合を除き、子の元常居所地国の裁判所が子の利益の保護について責任を負うべきである。しかし、もっと柔軟な解決の方が家族の利益に適うということも多く、そのため当事者は裁判所の手続とは別の合意による方法を探求してみるべきである。これに失敗すると、例外事由に該当する場合を除き、子供は元の常居所地国の裁判管轄に戻されることになる²²⁾。

しかし、当事者は彼ら自身による解決を、裁判外の紛争解決法、特にメデイエーションの助力を得て進める可能性を知っておくべきである。これは1980年ハーグ条約7条2項(c)及び1966年ハーグ条約31条(b)²³⁾、デンマークを除くEU諸国間での返還事件に適用されるブリュッセルII bis規則55条2項(e)²⁴⁾、ドイツ家事非訟手続法135、156条1項(3)²⁵⁾等においても推奨されている。メデイエーション手続の場合は時間的なプレッシャーは大きくない。複数の手続からの選択が可能である。両親はそれぞれの利害と要求を深く見つめ直すことができる。自分たちの事件について独自の解決を展開することができる。メデイエーションは何とか受け入れ可能な

↘ p. 59-76. Frankfurt am Main 2011. Wolfgang Metzner

22) Carl, E. and Erb-Klünemann, M., l.c.

23) 親責任及び子の保護に関する裁判管轄、準拠法裁判の承認・執行並びに協力に関する1996年10月19日のハーグ条約

24) 婚姻事件並びに親責任に関する事件の裁判管轄及び裁判の承認・執行に関する規則 (EC No. 1347/2000) を修正する2003年11月27日のヨーロッパ規則 (EC No. 2201/2003)

25) 2009年9月1日の家事非訟手続法 (FamFG)

ドイツにおける子の返還事件に関するメデイエーションの実務並びに裁判との連携(クリューネマン)
解決を得るチャンスであって、少なくともエスカレーションではないといえる。

3. 国際家事メデイエーションの限界とリスク

a) ドメスティック・バイオレンス

DV はメデイエーションの限界又はリスクかも知れない。返還事件の相手方がDVを訴えることは稀ではない²⁶⁾。DVに対する感受性とその有害性に対する認識は必要である。DV事例の判別は実際には難しいことが多い。DVが主張されているにも関わらずメデイエーションを行うべきかについては徹底的に議論する必要がある。私は一般的には答えられないという意見である。世界的に広く受け入れられている専門家の意見も、DVがらみの事件であってもメデイエーションの選択を一般的に排除することには消極的である²⁷⁾。専門職の者がDVについて十分にトレーニングを受け、知識を得ていることが重要である。ケース毎の評価がキーポイントとなる。被害者には十分な情報が与えられ、自分自身で選択できるようにしなければならない。

b) 制限された司法的実効性

メデイエーションで得られた合意は、裁判所の決定に転化されない限り執行することはできない。関係する司法制度との連携がメデイエーション合意に十分な実効性を保証するためには欠かせないことになる。

4. 子供の参加

子供の意向を考慮するためにも、子供はメデイエーションに参加すべき

26) <http://www.hcch.net/upload/wop/abduct2011pd09e.pdf>

27) <http://www.hcch.net/upload/wop/abduct2011pd05e.pdf>

である。子供を参加させるには、いくつか異なる方法がある。メディエーション手続に直接に参加することもあり得るし、メディエーターが写真を使ってビジュアル化する方法や、空の椅子を示す方法もある²⁸⁾。様々な方法も全て両親の注意を子の最善の利益に向けさせることになるのであれば受け入れられる。

5. ドイツにおけるメディエーション・プロジェクト

ドイツは渉外家事メディエーションを二国間のメディエーション・プロジェクトとして開始した。2002年以来、いくつかの二国間プロジェクトが始められた。ドイツ・ポーランド間のメディエーション・プロジェクト、ドイツ・米国プロジェクト、ドイツ・英国プロジェクト、ドイツ・フランスプロジェクト、そして、2012年にはドイツ・スペインプロジェクトがある²⁹⁾。渉外家事メディエーションが直面する最大の問題は法制度の違い、専門職によるメディエーションの発展、及び、双方の国の専門家の間での協力の必要である。現在行われている二国間のコンタクトは、迅速に対応することで、これらの問題を克服する最も効果的な方法となっている³⁰⁾。

28) Kiesewetter, S. and Paul, C., Family Mediation in an International Context: Cross-Border Parental Child Abduction, Custody and Access Conflicts: Traits and Guidelines. C. Paul and S. Kiesewetter (eds.), Cross-Border Family Mediation, p. 39-58. Frankfurt am Main 2011. Wolfgang Metzner

29) <http://www.mikk-ev.de/english/bi-national-projects/>

30) Carl, E. and Walker, J., Mediation in action: challenges and case studies, bi-national projects and international cooperation. C. Paul and S. Kiesewetter (eds.), Cross-Border Family Mediation, p. 77-95. Frankfurt am Main 2011. Wolfgang Metzner

6. “MiKK” ; ドイツの「国際的な親子関係紛争のメデイエーション協会」

a) 歴 史

“MiKK” (Mediation bei internationalen Kindschaftskonflikten e.V.) はドイツの NGO で NPO であり、ベルリンに本拠がある。“MiKK” は2008年に“BAFM” と “BM” というドイツの二つの大きなメデイエーション団体によって設立された³¹⁾。“Mikk” は全ドイツに展開している。

b) 主たる目的

Mikk は国際メデイエーションの分野で、国際的な連れ去り事件、アクセス紛争及び監護紛争事件で支援と助言をする活動をしている。Mikk は親を支援すると共に、関係する裁判官、弁護士、ソーシャルワーカー、領事や外国代表部、その他の専門家に対しても支援を行っている。

この組織はメデイエーションの可能性と限界について情報を提供している。Mikk 自体はメデイエーションを行わないが、専門的なメデイエーターのネットワークの協力を得て国際共同メデイエーションの実施を支援している。

Mikk は、またメデイエーター間の経験交流を支援し、国際家事事件のメデイエーションのレベルの向上を支援している。この組織はドイツの中央当局³²⁾、ドイツ司法省、国際ソーシャルサービス、ハーグ会議及びヨーロッパ理事会と協力している。

31) 前注5及び6参照

32) ドイツ連邦司法省

c) 関 係 法

MiKK の活動の基礎をなしているのは2004年4月6日のメディエーターに関するヨーロッパ行為規範³³⁾, 親子問題に関わる二国間紛争のメディエーションについてのヴロツワフ宣言³⁴⁾, フィアドリーナ宣言³⁵⁾, 及び, ハーグ会議のメディエーションに関する標準実務ガイド草案³⁶⁾などである。

d) 組 織

業務は内部規則で定められている³⁷⁾。日常の業務を行っているのは管理事務局で, 法律にも詳しい心理学者のマネージング・ディレクターである³⁸⁾。5つの管理委員会³⁹⁾は法律分野及びソーシャル分野のメディエーター達である。顧問委員会は国際家事メディエーションに関わる様々な専門家で構成されている⁴⁰⁾。

e) 国際家事メディエーションのトレーニング

(1) ドイツにおけるトレーニング

MiKK はヨーロッパで国際家事メディエーションの特別なトレーニングを行っている数少ない組織である。MiKK は2年毎に, 既にメディエーターとして十分な教育を受け実務の経験を有するメディエーターに向けた, 国際事件についてのトレーニングを提供している。この2日間のトレーニングには平均して20名の参加者がある。そのテーマは国際家事事件

33) <http://www.mikk-ev.de/english/codex-and-declarations/european-code-of-conduct/>

34) <http://www.mikk-ev.de/english/codex-and-declarations/wroclaw-declaration/>

35) <http://www.mikk-ev.de/english/codex-and-declarations/viadrina-declaration/>

36) <http://www.hcch.net/upload/wop/abduct2011pd05e.pdf>

37) <http://www.mikk-ev.de/english/organisation-mikk/bylaws/>

38) <http://www.mikk-ev.de/english/organisation-mikk/administrative-office/>

39) <http://www.mikk-ev.de/english/organisation-mikk/board/>

40) <http://www.mikk-ev.de/deutsch/organisation-mikk-ev/beirat/>, 筆者はその一員である

ドイツにおける子の返還事件に関するメディエーションの実務並びに裁判との連携(クリューネマン)の特別な法問題, 国際家事メディエーションの手法, 二国間家事紛争における異文化問題, 国際的コミュニケーションの強化などである⁴¹⁾。

MiKK は外国でのメディエーター研修も開催している。2012年は2名のMikkのメディエーターがオーストラリアの家事メディエーターに国際家事メディエーションについて4日間の研修を行っている。

(2) ヨーロッパ研修 (“TIM”)

渉外家事メディエーションについてヨーロッパの統一的研修はない。MiKK は, ヨーロッパ評議会の支援を受け, 渉外家事メディエーターのヨーロッパ研修計画を作成するためのベルギー・オランダ・ドイツ・メディエーション・プログラム⁴²⁾に取り組んでいる。

このプログラムはヨーロッパにおける渉外家事メディエーションの地域分布の分析研究からスタートして研修プログラムを作り出した。2011年秋にMiKKは21のEU諸国からの21名の家事メディエーターに最初の2週間の研修(60時間)を行った。MiKKは現在2012年4月末までの研修の第2セッションを行っているところである。これはEU各国からの各2名の研修員, 国際家事メディエーションについての54名の研修員のための全体で80時間の研修コースである⁴³⁾。この目的は研修モデルをヨーロッパ全域に広めることであり, これらの研修員によりそれぞれの本国で将来研修が実施されることが期待されている。

この企画の最終的な目標はヨーロッパに国際家事メディエーションのネットワークを作り上げることである。

41) 付属資料c) 参照

42) Child Focus, the Katholieke Universiteit van Leuven (KULeuven), MiKK, オランダ中央当局

43) 付属資料d) 参照

7. 国際家事事件のメディエーターのリスト化

MiKK は Mikk のメンバーで親子関係紛争に関する特別な研修を受け活動しているメディエーターのリストを用意している。このリストは拡充してきており Web で公開され⁴⁴⁾、対応言語又は特定国が表示されている。実際に70名以上のメディエーターで19カ国の言語に対応でき、一部はドイツに住んでいるが、他の者は海外居住者である。この他に MiKK は他のメディエーション組織や個人メディエーターとのネットワークを介して国際的に400名以上のメディエーターとのアクセスができています。現時点でリストにはアジア関係のメディエーターは載せられていないが、例えば、アクセスのネットワークを利用して日本関係のメディエーターを紹介することはできる。

リストに載せられるためにはメディエーターは少なくとも160時間の家事メディエーションの研修を受けたこと、実務の経験があること、更に国際的な親子関係事件についての研修と専門性を証明する必要がある。このネットワークに載せられるメディエーターはその資質を保証するため各自の仕事が評価されることを受容しなければならない。国際的なメディエーターのリストに掲載される費用として年60ユーロを支払わなければならない。リスト上のメディエーターは国際メディエーションの要請があった場合に管理事務局により一覧紹介される。

8. MiKK によるメディエーション

a) 組織

MiKK は多くの場合、当事者がメディエーションに関心を持っていると

44) <http://www.mikk-ev.de/english/list-of-mediators/>

ドイツにおける子の返還事件に関するメディエーションの実務並びに裁判との連携(クリューネマン)

いう情報を、裁判所の審理が始められる少し前、例えば2週間前ぐらいに伝えられる。そのようなケースでは審理の数日前になってメディエーションが準備されることもよくある。MiKKは短時間で迅速に行動する。当事者は多くは電話で、時にはメールでMiKKから知らせを受ける。親に助言し支援するというこの重要な仕事は、30分から10時間の間、平均的には一人の当事者について1時間程度の時間を要する。

当事者がメディエーションに同意した場合、MiKKはメディエーションの準備をする。MiKKは異なる文化を背景に持つメディエーターのチームを探し、メディエーションの期日と場所を決めなければならない。MiKKはドイツ人メディエーターより非ドイツ人メディエーターの数が少ないため、常に外国の文化的背景を有するメディエーターを探す必要に迫られている。このようなメディエーターが見つかると次に、それとは異性で専門職及び文化的背景を異にするもう一人のメディエーターを探す。また、MiKKはメディエーションを行う部屋も準備する。普通はメディエーションは子供の現在する地域で行われる。部屋は中立的で安全でなければならない。MiKKはあまり高価にならないように、例えば子の保護施設や教会に部屋がないか、探すように努めている。準備が困難な場合は9時間も掛かることもあるが、平均的には2時間程度である。

b) メディエーションの時間と手続

国際家事メディエーションに要する時間は解決すべき問題点の数と対立の程度、及び個別的な事情により異なってくる。返還事件は相互の信頼の欠如と子供を失う恐れから、非常に対立が激しいことが多い。通常はこのような事件では数回のメディエーションが必要となる。当事者が異なる国に居住するため、メディエーションは例えば金曜日から日曜日までのように2、3日に集中して行われる。一般的にはメディエーションは2日ないし3日で1日当たり4時間行われている。

c) 両親への質問状

メデイエーションの準備として当事者は質問書への回答を返送するよう求められる⁴⁵⁾。人間関係の経過、子供について、弁護士、解決すべき問題点、メデイエーションに参加させるべき者（例えば、子供、祖父母、新しいパートナー等）。

d) 段 階

メデイエーションの過程はその性質から5つの段階に分けられる。

1. 導入段階, メデイエーションの基本ルールと枠組みが作られ, メデイエーション開始の合意形成の段階⁴⁶⁾ ;
2. 争点確定段階, メデイエーションで取り上げるべき事項と問題が明らかになり, 書き出され, 合意される段階 ;
3. 主張と議論の段階, 当事者は紛争の背景や感情, 要求している事項に焦点を絞り, 各自の利害を議論する段階 ;
4. 解決段階, 当事者が解決に至る段階 ;
5. 合意書段階, 弁護士と相談してメデイエーション合意を条項化し, 締結する段階

e) メデイエーションの費用と費用助成

MiKK の行う助言及びメデイエーションの設営準備は無償である。メデイエーターの費用はメデイエーター1人当たり1時間で80ユーロから150ユーロの間であるが、これに旅費と宿泊費が加えられる。平均的には二人のメデイエーターによる2日を超える国際メデイエーションの費用は全体で4000ユーロ程度になる⁴⁷⁾。これはかなりの金額といえるが、メ

45) <http://www.mikk-ev.de/english/information/questionnaire-for-parents-before-a-mediation/>

46) 付属資料e) 参照

47) メデイエーション15時間+メデイエーション準備2時の+合意書作成1時間。メデイエーター1人1時間について80ユーロとして、メデイエーション費用は2880ユーロ(2人

ドイツにおける子の返還事件に関するメディエーションの実務並びに裁判との連携(クリューネマン) デイエーションによって、もっと高額になる現居住国と元常居所地国の二国での裁判費用を節約できることがある⁴⁸⁾。ドイツには子の返還裁判でのメディエーションの費用を助成する特別なプロジェクトはない。原則的にはメディエーション費用は当事者が負担しなければならない。その全ての費用、メディエーターの費用、その旅費と宿泊費、場合によってはメディエーションルームの費用も含まれる。このことは離婚後に家族が経済的な困難に落ち入る例も多いため、メディエーションを初めから躊躇させる一因となることもある。裁判所での返還裁判の場合は収入が限られた当事者には訴訟救助が認められている。しかし、メディエーションは訴訟救助の対象ではない。訴訟外の手続であり裁判所に支払われるべきものではない。ドイツ裁判所によるメディエーション費用を裁判所に支払わせようとした試みは成功しなかった⁴⁹⁾。

メディエーションは初めは余分な出費を伴うことになっても正しい投資となることを、当事者に説明することが大事である。実際にも本当にメディエーションを希望する貧しい当事者が援助の相談を依頼した結果、お金を集めたという例も多くある。そのいくつかはドイツ中央当局が支援をしている。慈善的基金に依頼することもできるであろう。将来、ドイツの1980年ハーグ条約事件におけるメディエーションについて費用援助の新しい道が開けることが期待される⁵⁰⁾。費用の問題がこのような立場の人々の最大の関心事でありメディエーションの拒絶を導いていることは、経験

↘名*18時間*80ユーロ)となる。これに付随費用としてメディエーション・ルーム、メディエーターと外国在住の親の旅費及び宿泊費が加わるので、トータルは40万ユーロぐらいになる。

48) Carl, E. and Erb-Klünemann, M., l.c. が挙げる例では、ドイツ及びスウェーデンにおける当事者対立型裁判の費用は33,102.64ユーロとなるが、ドイツにおいて第1審の手続においてメディエーションによって終結したケースでは9,389.40ユーロであり、2/3の費用が節約されることになる。

49) これらの裁判所の判決については、Carl, E. and Erb-Klünemann, M., l.c.

50) Schröder, R., Familienmediation. Bielefeld 2004, Giesecking.; Koch, H., Kostenhilfe für außergerichtliche Streitbeilegung. ZKM 2007, 71-75.

からも明らかである⁵¹⁾。

9. メディエーションによる解決合意の内容

メディエーションによる合意の内容は個別的解決に応じて大きく異なる。しかし、連れ去り事件の解決合意に共通して定められる項目もいくつかある⁵²⁾。

子供は新たな国に戻るのかそれとも留まるのか？子供は何処で誰と生活するのか？監護養育に関する両親の考えは？具体的な取り決めは、例えばバイリンガル教育については？学校選びは？他方の親とのコンタクトの取り方を決めておくか？メディエーションによる合意の時的制限を両親が合意しているか、例えば、常居所地国の裁判所が決定するまでの暫定的な合意なのか？

条件は詳しく正確でなければならず、約定の言葉は明確で一義的でなければならない。双方当事人の弁護士との密接な協力を助言したい⁵³⁾。

10. メディエーションと裁判所の手続との連携

メディエーションはドイツの司法実務において紛争解決のもう一つの選択肢としての存在感を増している。裁判所は現在では当事者にメディエーションを始めるよう助言することが多くなっている⁵⁴⁾。ドイツの裁判所は当事者にメディエーションへの参加を義務づけることはできない⁵⁵⁾。

51) Carl, E. and Erb-Klünemann, M., l.c.

52) 一例が, C. Paul and S. Kiesewetter (eds.), Cross-Border Family Mediation, p. 214. Frankfurt am Main 2011. Wolfgang Metzner の付属資料に挙げられている。

53) Kiesewetter, S. and Paul, C., l.c.; Carl, E. and Erb-Klünemann, M., l.c.

54) Berlin court of appeals (Kammergericht), FamRZ 2005, 1768; court of appeals (Oberlandesgericht - OLG) Frankfurt, NJW-RR 2007, p. 369; OLG Hamm, FamRZ 2006, 1697.

55) OLG Brandenburg, FamRZ 2002, 975; OLG Stuttgart, FamRZ 2001, 932. も参照

ドイツにおける子の返還事件に関するメディエーションの実務並びに裁判との連携(クリューネマン)

婚姻又は子の監護紛争では裁判所は当事者に裁判外紛争解決のプレゼンテーションを受けるように命じることができるに止まる。このサービスは無料で裁判所が指定した者によって行われている⁵⁶⁾。

子供に関わる国際家事事件のドイツの専門裁判官は、その年次会議で MiKK 及び国際家事メディエーションの発展について常に新しい情報に接している⁵⁷⁾。ドイツの裁判官は返還裁判の当事者にメディエーションという選択が有する重要性について助言するようになった⁵⁸⁾。その結果これらの事件ではメディエーションの数が増えている。

a) 裁判所の審理とメディエーションの連携

国家的なワーキンググループ (WG) がメディエーションを時間を掛けず裁判手続に適切に組み込むという問題への解答を出すはずである。この WG は国家司法としての裁判手続の特質を考慮しながらメディエーションを組み込むという微妙な方法を開発する十分な能力を有している⁵⁹⁾。WG は準備的な資料を作成しているところである⁶⁰⁾。

ドイツでは現在その時々に応じて適宜に設けられるこのタイプの WG が少なくない⁶¹⁾。この WG は1980年ハーグ条約による裁判に携わっている裁判官、ドイツ司法省及び中央当局の担当官から構成されている。WG の目標とするところはドイツで返還裁判手続の中でメディエーションを行

56) ドイツ家事非訟手続法 (FamFG) 135条1項(1), 154条1項(4)

57) この会議の議長は筆者

58) ツェレ上級地方裁判所はこれについて「最後に、裁判所は子供の両親に、子の監護問題について永久的に解決するものではない相互的規律を、本件の終結までに合意することが最もよい解決法だと強く確信していると勧告する。裁判所は当事者双方にメディエーションの申出を受け入れるか、他の形で和解方法を探ってみよう強く要請する。子供の両親は2、3年以内に現在のその行動とその結果二人の子供に生じる害悪と損害を正当化しなければならなくなることを知るべきである。」(OLG Celle, FamRZ 2007, 1587)

59) Carl, E. and Erb-Klünemann, M., l.c.

60) Paul, C. and Kaesler, S., l.c.

61) 筆者はこのワーキング・グループの議長をしている

うというコンセプトを作り、それを広めることである。

本報告の執筆時点でこの WG は以下のことを推奨している。

ドイツ中央当局が申立人の代理人となる場合、ブリュッセル II bis 規則 7 条 2 項(c)及び55条 2 項(e)により、最初に当事者にメデイエーションの可能性を通知する義務を負う当局となる。ドイツ法によれば中央当局が申立人を代理することは強制されていないが、1980年ハーグ条約による事件の約 2/3 について訴訟を代理する信頼を得ている。中央当局は既に当事者及び弁護士に対する標準的な通知を作成している。

事件が裁判所に提起されると裁判官は直ぐに口頭審理の期日を決定し、同時にメデイエーションの可能性を同じ通知で指摘しなければならない。この指摘は中央当局による通知を繰り返すことでもよい。これが当事者が申出を受け入れる可能性を広げている。裁判手続の開始は当事者に適当な時点で解決に達するよう圧力を高めることになる。そして、口頭審理は時として家族のメンバーが久しい時を経て同じ場所で再会する初めての機会となる場合がある⁶²⁾。WG は当事者及び弁護士宛の 1 頁の標準的な通知文書を作成し、異なる国の言葉で書かれたその文書を、裁判官が利用できるようにした⁶³⁾。

この通知文書は当事者と弁護士に国際家事メデイエーションについての情報と、ドイツ中央当局、ドイツ連邦司法省及び MiKK へのアクセス情報を提供しており、そこでメデイエーションの情報とその開設についてさらに詳しく知ることができる。これに加え裁判官はメデイエーションの開設に協力する。その協力とは裁判官には大した負担ではなく、弁護士の同意を得た上で、両当事者及び弁護士の名前と口頭審理の期日を MiKK に電話又は e メールで伝えるだけのことである。これ以外に裁判官がメデイエーションには関わることはない。

ドイツの制度ではメデイエーションにおいては当事者の合意が基本条件

62) Sievers, B. and Benisch, S., l.c.

63) 当事者及び弁護士に当たった通知は付属資料 2 参照

ドイツにおける子の返還事件に関するメディエーションの実務並びに裁判との連携(クリューネマン)となる。メディエーションは両当事者の同意があって初めて行われる任意の手続である⁶⁴⁾。

弁護士はメディエーションを支援しなければならない⁶⁵⁾。弁護士には当事者がメディエーションを試みることで何らの権利を失うものではないことを知らせておくべきである。

裁判所が子供の暫定的監護者を指定する場合、その者はハーグ条約をよく知る者でなければならない⁶⁶⁾。暫定的監護者は当事者に返還裁判に関する裁判所の権限が限られていること、その裁判の後に監護権裁判が行われること、長い時間を要する裁判が子供によくない影響を及ぼすことを説明する。事件に関わる少年局も当事者にメディエーションを行うよう勧奨することができる。

全ての支援的な社会組織には適時に情報が与えられ、両親が自主的に解決を探求する努力を支援できるようにすべきである⁶⁷⁾。特に祖父母や新しいパートナー等は、必ずしも子の最善の利益という視点に立ち切れない両親に大きな影響力を持つことがある。

司法当局のメディエーションに関わる行為は情報の提供とメディエーションの開設に際しての当初の協力に限られる。これらは公開で透明性を持って行われなければならない。情報は全ての関係当事者にタイムリー且つ時間差無しに与えられなければならない。

メディエーションは裁判所の手続と並行して行われそれを遅延させることはない。メディエーションは裁判所の審理を考慮して日程を調整されるが、裁判所の審理前に行われるのが多くの場合ベストである⁶⁸⁾。これに

64) Paul, C. and Kaesler, S., l.c.

65) Paul, C. and Walker, J., An International Mediation: From Child Abduction to Property Distribution. *American Journal of Family Law* 2009, 167-173.

66) Carl, E., Möglichkeiten der Verringerung von Konflikten in HKÜ-Verfahren. *Familie, Partnerschaft und Recht* 2001, 211-215.

67) Ripke, L., l.c.; Sievers, B. and Benisch, S., l.c.

68) Carl, E. and Erb-Klünemann, M., l.c.

より外国から来る親の旅費負担を軽減し、メディエーションの結果を直ちに裁判手続に反映させることができる。メディエーションを最初の期日の後に行うことも考えられる。裁判手続と口頭審理が作り出すプレッシャーが場合によっては有効かも知れない⁶⁹⁾。当事者は審理が終了した後に裁判及びそこでの自身の立場について一層明確に理解するということもある。このようなケースでは当事者が裁判の暫定的な停止を合意するか、裁判所が手続を延期する。メディエーションは裁判所の決定が下された後でも重要になることがある。そのような場合のメディエーションは不服申立の回避を考えてなされるが、執行の段階に入ってもなされることがある。当事者は極度にストレスのかかる裁判所の命令による強制執行を、限られたメディエーションの期間内には行わないとすることは可能である。しかし、注意しなければならないのは、裁判所の決定に対する不服申立期間は不変期間であり⁷⁰⁾、強行的で当事者が左右できることではないという点である。

このように時間的な制約がある場合のメディエーションでは適切な時間管理が必要となる⁷¹⁾。決して望ましいことではないが、実際には MiKK は予定されたメディエーションの10日前、場合によって一週間前に、メディエーターチームを探し部屋を準備するということもある。

b) メディエーション結果の裁判手続への反映

裁判所とメディエーターとの間で内容に関わる意見交換はない。裁判所がメディエーションに関して役割を果たすのは当初の開設に際しての協力に限られる。裁判所がメディエーションの経過につき情報を伝えられるのは、双方の当事者がそれぞれ弁護士に相談した上で、それを希望した場合に限られる⁷²⁾。裁判所に情報が伝えられるのは多くは口頭審理の直前で

69) Paul, C. and Kaesler, S., l.c.

70) Carl, E. and Erb-Klünemann, M., l.c.

71) Paul, C. and Kaesler, S., l.c.; Paul, C. and Walker, J., l.c.

72) Carl, E. and Erb-Klünemann, M., l.c.

ドイツにおける子の返還事件に関するメディエーションの実務並びに裁判との連携(クリューネマン)

あり、口頭審理においてということもある。

当事者が裁判に影響を及ぼすような合意に達しなかった場合には、そのことを伝えられるだけで充分である。裁判官は遅滞なく手続を再開し和解を試みる。裁判官は決定の中でメディエーションを続ける方がよいと指摘することもできる⁷³⁾。

当事者がメディエーションによって合意に達した場合、口頭審理における裁判所と弁護士の仕事は合意が理解できるものであるかをチェックし、合意された条項をもっと具体的にすべきかを検討することになる。その際、裁判所は国際管轄の問題を考慮に入れながら執行令状の作成が可能かを知らせる。この場合、裁判所が責任を負うべきは子供を返還すべきか否かを決定するというのみであることを自覚すべきであり、子の返還に関する令状を作成することに関してのみ管轄権限がある。これ以外の合意された事項、アクセス、監護権、子の養育費等は常居所地国裁判所が法的責任を負うべき事項である⁷⁴⁾。子の返還を審理すべき裁判所ができるのは、当事者の考えに留意することと、元常居所地国の裁判所に令状申立が必要であることの説明に限られる⁷⁵⁾。

返還事件を双方が受け入れ可能な方法で解決するには2つの方法がある。当事者は裁判所が認める裁判上の和解を締結するか、又は、裁判所が両親の行った合意を考慮して裁判を下す方法である⁷⁶⁾。

裁判所はミラー・オーダーを申し立てる方がよいかを指摘する。これは当該事項について管轄権のない裁判所が下す命令であり、他国の裁判所の執行力ある裁判の内容を反射するものである。その結果として当該の命令は双方の管轄国で執行可能となる⁷⁷⁾。

73) OLG Celle, FamRZ 2007, 1587のように

74) <http://www.hcch.net/upload/wop/abduct2011pd05e.pdf>, see no. 285-290

75) Carl, E. and Erb-Klünemann, M., l.c.

76) Carl, E. and Erb-Klünemann, M., l.c.

77) Nehls, K., The Legal Framework for International Child Abduction Cases and International Proceedings concerning Custody and Access Rights, C. Paul and

当事者が子供と連れ去り親 (Taking Parent) の任意の帰還を合意した場合、元常居所地国における TP に対する刑事訴追の問題を考慮しなければならない⁷⁸⁾。このようなケースではリエゾン裁判官の助けが時には非常に有効である⁷⁹⁾。

11. ハーグ条約非締約国に関係する事件のメディエーション

ハーグ条約の非締約国と関係する家事紛争についても国際家事メディエーションへの需要は大きい。このような事件の場合は1980年ハーグ条約という統一的な法的枠組みは存在しない。法的状況は適用可能な多数国間又は二国間条約があるかにより異なるが、それが無い場合には子の現在の住所地国の国内法によることになる。これは法的枠組みとしてはしばしば不確実でリスクを伴う要素を持ち込む、例えば、アクセスの消失、返還可能性の喪失、相互に抵触する監護権裁判、再奪取の危険等である。メディエーションはこれらのケースでは非常に重要となる。裁判手続の付属物ではなく主要で唯一の手続となる⁸⁰⁾。

数多くの国際的な会議や研究会、特にマルタ会議⁸¹⁾は西欧諸国、アジア、アラブ世界との間での議論と協力を促進させている⁸²⁾。「マルタ・プ

↘ S. Kiesewetter (eds.), Cross-Border Family Mediation, p. 18-38. Frankfurt am Main 2011. Wolfgang Metzner

78) Carl, E. and Erb-Klünemann, M., lc.

79) Carl, E. and Erb-Klünemann, M., lc.

80) Keshavjee, M., Cross-Border Child Abduction Mediation in Cases concerning Non-Hague Convention Countries, C. Paul and S. Kiesewetter (eds.), Cross-Border Family Mediation, p. 96-117. Frankfurt am Main 2011. Wolfgang Metzner

81) http://www.hcch.net/index_en.php?act=publications.details&pid=5214&dtid=46#malta

82) 現在までに、フランス、ベルギー、オランダ、イタリー、マルタ、スペイン、スウェーデン、英国、ドイツ、オーストラリア、カナダ、米国、トルコ、イスラエル、スイス、モロッコの各ハーグ条約締約国、並びに、非締約国としてアルジェリア、エジプト、レバノン、チュニジア、リビア、インドネシア、マレーシア、バングラディッシュ、インド、ヨルダン、オマーン、カタールが加わっている。

ドイツにおける子の返還事件に関するメディエーションの実務並びに裁判との連携(クリューネマン)「ロセス」の延長上にあるメディエーション作業部会は国際家事メディエーションの計画を展開しつつある⁸³⁾。

12. ケース・スタディ エマ (Emma) のケース

2011年4月5日 父親がドイツ中央当局にエマ(8才)のドイツから米国への返還について接触。

2011年4月15日 ドイツ中央当局が双方当事者にメディエーションについて通知する。

2011年5月8日 父親はドイツ裁判所に返還の申立

2011年5月8日 裁判官が口頭審理の予定を立て、通知書を用いてメディエーションの可能性を指摘

2011年5月20日 当事者間でメディエーションを合意、裁判官の協力で MiKK と接触、MiKK がメディエーションの設営

2011年6月1及び2日 メディエーションが実施され、両親の和解で終結

2011年6月3日 裁判所の口頭審理で当事者が裁判上の和解を合意⁸⁴⁾。

この母親のメディエーションに対するコメント ; 「MiKK の迅速で適切な助力があって初めて短い期間でメディエーションを準備することができた。メディエーターが大きな助けとなって、否定的な感情と攻撃性がフィルターされ、二人が共に子供の最善の利益に集中することができた。メディエーションはハーグ返還裁判ではおそらく見出せなかった解決を見つけるのを助けてくれた。」

83) http://www.hcch.net/index_en.php?act=text.display&tid=21#mediation

84) エマのケースでの和解条項は付属資料3参照。

13. より詳しい情報について

涉外家事メデイエーション，特に子の連れ去り事件に関してより詳しい情報について次の 2 冊が推奨されよう。

Paul/Kiesewetter, “Cross-Border Family Mediation”⁸⁵⁾

Sarah Vigers, “Mediating International Child Abduction Cases”⁸⁶⁾

14. 付属資料

- a) Guidelines of the BAFM for mediation in family conflicts (英文) 省略
- b) Ausbildungsordnung BAFM (独文) 省略
- c) Programm MiKK Grundlagenseminar (独文) 省略
- d) Program for trainers (英文) 省略
- e) Agreement to mediate (英文) 付属資料 1
- f) Information for parties (英文) 付属資料 2
- g) Information for attorneys (英文) 省略 付属資料 2 と同趣旨の弁護士宛の通知
- h) Settlement in the case of Emma (英文) 付属資料 3

85) <https://www.wm-verlag.de/produkt/site/62001-0>

86) <http://www.hartpub.co.uk/books/details.asp?isbn=9781849461818>

付属資料 1

メデイエーション合意

Ms. ○○○○ 及び Mr. ○○○○

家事メデイエーター：○○○○及び○○○○

メデイエーションを行うという決定を歓迎します。貴方と相手当事者
とが関係する問題について双方が受け入れられる合理的な方法で和解で
きるように支援したいと思います。メデイエーターとしての私たちの役
割は、貴方を選び得る選択肢と可能な合意条件を考えることを、合意を
押しつけることなく、支援することです。貴方が現在又は将来のために
作り出そうとする環境調整は、双方当事者の利害と必要性についての充
分な熟慮に基づくことが必要です。メデイエーションは両親に自分たち
の子供が何を必要としているかを熟慮するよう仕向けるものです。

家事メデイエーターとしての私たちの業務の基本について説明いたし
ます。

1. メデイエーターとしての役割

- (a) メデイエーターとして中立です。私たちは裁定しませんし、一方に
立つことはしません。あなた方双方を可能な限り公正に助けることを
目指しています。
- (b) 私たちの目標は、あなた方双方が解決を要する問題について明確に
認識し、その選択する優先順位に従い問題を取り扱い、必要とする全
ての財産状況の情報を集めて、あなた方双方に可能な選択肢を検討す
ることです。
- (c) 私たちは関係する法律に関して法的情報を提供し、どのようにすれ
ば解決条項を法的に拘束力あるものにするかができるかを説明いた
しますが、提起すべき訴訟については助言をしません。

- (d) 全過程を通じて自分の決定は自分自身の責任でなされます。私たちはあなた方が自分の決定に際して共通の基盤を見つけ出すように、いかなる方法も押しつけることなく、支援するよう努めます。
- (e) メディエーションの終了時に、通常、これまで行ってきた作業による提案をまとめ、或いは、条件を条項化します。これはあなた方が、提案されている合意の各条件について、法的に拘束力あるものとする前に、法的助言者に相談する際の助けとなるよう意図したものです。

2. メディエーション開始の任意性

- (a) ご承知のようにメディエーションを行うかは双方当事者の任意でなければなりません。メディエーションの手続は双方の協力により解決をしようというあなた方自身の努力に掛かっています。
- (b) あなた方は共同し又は単独で理由の如何を問わずメディエーションを一時休止することを決定できます。又、いつでもメディエーションを取りやめることもできます。そのような場合、その前にメディエーションの場で理由若しくは関心を説明して頂くよう希望します。そうすればそれらの関心事についてより適切に対処するよう努力できます。
- (c) このメディエーションが状況から見てメディエーションとして適切でない、又は、それ以上の進展がなされないと考えられる場合、メディエーションを終結するようできる限り早い時点でアドバイスします。

3. 完全な財産状況の情報

メディエーションが財産問題を含む場合、協議のためにはあなた方双方が相互に各自の財産状況及びその他の事情についての全面的な知識と理解を基礎とすることが必要です。

4. 守 秘

- (a) 全ての情報、メディエーターがあなた方の一方と交した通信は全て、あなた方の双方と共有します。私たちはメディエーターとして、あなた方の一方から相手方には伝えないという守秘ベースでは、いか

なる情報も通信も受けることはしません。

- (b) あなた方が裁判にまで至った場合でも、裁判所に私たちの召還を求め、証拠の提供を求めることがないように要請します。
- (c) 私たちはメデイエーションでの協議内容及び提供された情報については秘密として取扱います。私たちは法的助言者やその他の第3者に対して、あなた方双方の書面による許諾がある場合を除き、情報を提供することはしません。

5. 裁判への影響はない

当事者が裁判所に問題（又はその一部）につき申立てた審理の前に、メデイエーションにより解決を試みることを合意した場合、その合意及びメデイエーションにおいてなされた当事者の陳述や行動は、裁判所の審理においては証拠として（申立人又は相手方の黙認による証拠としても）一切認められないこと、及び、メデイエーションの試みに同意したことにより裁判において当事者の有利・不利の判断が影響を受けることはありません。

6. メデイエーションの予約と費用

- (a) メデイエーションの約束は拘束力を有し、予定表を作成し記入する。
- (b) メデイエーションの準備時間についても費用として算入する
（……時間当たり）+ 旅費及び宿泊費
- (c) 旅費及び宿泊費は約……ユーロ
- (d) 全費用……ユーロに、加えられる消費税は、双方当事者が同意する方法で負担する。メデイエーションの終結時に請求書を発行する。

署名

家事メデイエーター〇〇〇〇

家事メデイエーター〇〇〇〇

上記の説明を読んだ上で記載されたメデイエーションの条件に同意します。

署名
日付

署名

(C. Paul and S. Kiesewetter (eds.), Cross-Border Family Mediation, p. 214. Frankfurt am Main 2011. Wolfgang Metzner より引用)

付属資料 2

子の国際的連れ去りの民事面に関する1980年10月25日条約（以下、1980年条約）による裁判の当事者宛の情報通知

1980年条約による裁判手続と併行してメディエーションを行うことを勧めます。これは子供の両親としてのあなた方が自分たちの紛争を、訓練を受けた経験豊富なメディエーターの協力を得て、ご自身で解決するよう助力するものです。裁判は子供を元常居所地国に返還すべきか否かという問題だけを取扱うもので、監護や面会については考慮しません。しかし、メディエーションにおいては、あなた方が解決したいと希望する全ての問題について話し合うことができます。更に、メディエーションでは裁判の審理に比べて時間を掛けることができます。

当事者間の紛争のレベルが高葛藤な場合でも、メディエーションにより友誼的な解決を得た親は少なくありません。メディエーションにより関連する問題を広く、「勝ち負け」という観点ではなく、解決することができます。これはあなた方の子供を負担から解放することにもなります。

メディエーションにおいてあなた方が述べたいかなることも裁判で斟酌される恐れはありません。メディエーションでの秘密は護られます。メディエーションで述べられたことは両方の当事者が合意した場合に限り裁判所に伝えられます。

メディエーションは双方の当事者が合意した場合に限り行われる任意の手続です。メディエーションの費用は自身が負担しなければなりません。

んが、これが自分たちの子供に関わる問題であることを考えてみて下さい。また、メデイエーションは裁判手続にかかる費用を避けることになるかも知れません。

これらのことに関して質問がある場合は、下記のいずれの者でも結構ですので、ご連絡下さい。

(司法省内の中央当局の担当者、司法省の担当者、Mikk の担当者の氏名と電話、FAX 番号、e メールアドレス)

上記の者から、訓練を受け又国際的な子の監護問題及びハーグ条約についても経験のあるメデイエーターの氏名と住所を探してもらうことができます。また、費用負担の問題についても相談することができます。家庭裁判所もメデイエーターを探す援助をしています。

裁判所はこの助言をできるだけ早く慎重に検討されるようお願いいたします。弁護士を依頼している場合は、このことについてできるだけ早く相談して下さい。裁判所の審理までの時間にゆとりがないため、メデイエーションを準備されるかどうかについて迅速に決めて頂くようお願いいたします。

地方裁判所—家庭裁判所

付属資料 3

Emma の事件における和解 (ドイツ裁判所の記録から引用)

子供の両親は以下の各条項について合意した。

両親間の和解条項；両者間で2011年6月25日にメデイエーションにより合意された約定に基づく

1. 申立人と相手方は2010年9月4日の米国テキサス州〇〇〇郡地方裁判所 No. ……による監護決定を確認する。両者は米国の監護決定を本日合意された和解により介入しようとするものではない。当事者は親の監護権問題が管轄を有する米国裁判所により明確にされることを希望し、相手方はその目的のため子供 Emma を伴い米国テキサス州に帰ることを合意する。
2. 両当事者は、相手方が2011年のイースター休暇の終わりに子 Emma をドイツに連れ帰ったことで、申立人の共同監護権を不法に妨げ、これを侵害したことに合意する。
3. 相手方は、子 Emma を伴い遅くとも2011年8月14日までに米国テキサス州に帰ること、及び、合衆国法に基づく監護裁判手続による執行可能な結論が下されるまで、又は、当事者が裁判外和解を締結するまで同地に留まることを約束する。
4. 申立人は子 Emma が、執行可能な米国裁判又は当事者の合意による和解が係属している間、米国テキサス州内の相手方の住居に常居所を有することに合意する。
5. 両当事者は、本合意に法的拘束力を認めることなく、以下を宣言する：相手方は以前の夫婦の住居であった△△△市にある家に帰る。申立人はその時点までに自分の持ち物を撤去する。相手方は申立人に正確な到着日時を遅くとも5日前までに通知する。両当事者は監護に関する米国裁判所の決定が係属中であることに同意する。相手方は帰還後は子 Emma とだけでその家に居住し、申立人は税金を含むその家の全ての維持費を支払う。ホンダの自動車の登録は相手方の名前に変更し自動車登録書類と共に相手方に引き渡す。
6. 両親は監護に関する決定、又、おそらくは子 Emma に対する申立人の訪問権についての決定も、米国裁判所で得るよう希望していることに同意する。裁判所の手続と併行して、母親の米国への帰還後に、同地で合意に達することができるようにメディエーションを行い、可

能であれば子供の将来の住所、学校、訪問権も含めてメデイエーションを行う。

7. 当事者は、申立人が Emma と幅広いアクセスをなすこと、Emma はテキサスに帰った後に申立人宅での宿泊を伴う滞在も可能とすることを合意する。子供の父は Emma を一人で父方の祖母の監護下に置かないことを約束する。
8. 相手方が子供を伴い米国へ旅立つまで、ドイツにおいて申立人が子供を訪問しコンタクトをとり又は電話することを妨げない。裁判所の審理後直ちに申立人は Emma に18:00 (6 p.m.) までアクセスする。
9. 申立人は、米国において子供の母親を子の奪取及び家庭内暴力について刑事告訴を行わないこと、その他、相手方に対する刑事告発の申立に関わらないことを宣言する。

申立人はこのことを2011年8月2日までに米国の検事局に通知し、それを子供の母親に遅くとも2011年8月4日までに証明する。申立人は相手方に対して子の奪取及び家庭内暴力についての刑事訴訟手続をとらないことに同意する。

10. 申立人は米国で係属している子の奪取による損害賠償請求の訴えを取り下げる。これについて適切な宣言を2011年8月4日までに相手方に送付する。申立人は子の奪取、家庭内暴力、離婚に関連させた損害賠償の訴え又は請求を行わないことに同意する。これらに関わる弁護士費用の償還請求権も存在しない。
11. 相手方はドイツから米国テキサス州△△△市までの相手方自身及び子 Emma の航空券を取得することを約束する。申立人はこの航空券代金を支払うことを約束する。この支払は申立人のクレジットカード、番号……によるものとし、相手方はこのクレジットカード番号を引用する権限を認められる。申立人は相手方から航空券を購入後24時間以内にそのコピーを受領するものとする。
12. 当事者は子供の母親が子供の米国パスポート及びドイツの子供の

- ID 書類を占有所持し、又その更新を行うことに同意する。
13. 申立人は、相手方及び子供が戻った後に、裁判所命令の申立を伴わずに自発的に、毎月第3週日に月800ユーロの扶養料を定期的に支払うことを約束する。当事者は米国裁判所が扶養料の受給額と受給根拠を判断すべきことを認める。申立人は過払い額の返還請求を放棄し、相手方はこの放棄を認める。
 14. 各当事者は相手方当事者による放棄書をここに受領した。
 15. 緊急の場合、当事者は米国裁判所に米国国内で効力を有する暫定的命令の申立を行うことに同意する。
 16. 申立人と相手方は相手方と子供の帰還について直ちに裁判所に通知することを合意した。
 17. 相手方は裁判所の費用を負担する。裁判外の費用及び和解費用は各当事者が平等に負担する。
 18. 相手方が上記第3項の定める義務を履行しない時は、申立人は、この合意を書面により2011年8月18日（裁判所の受領日付）までに取り下げる権利を留保する。申立人及び相手方は、その場合、裁判所が口頭審理を再開せずに申立について裁判することに同意する。

翻訳され双方当事者が合意した。

以下の命令が認められた。

家庭裁判所は上記第2、3、7項を確認し証明する。

(C. Paul and S. Kiesewetter (eds.), Cross-Border Family Mediation, p. 214. (Frankfurt am Main 2011. Wolfgang Metzner) より引用)